

岡崎市成年後見支援センター運營業務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力の十分でない高齢者、障がい者等（以下「高齢者等」という。）が成年後見制度を的確に利用するための支援を行うことにより、成年後見制度の利用促進を図り、その権利を尊重することにより、地域で安心して暮らせるようにすることを目的とする。

(実施主体)

第2条 成年後見センター事業（以下「事業」という。）の実施主体は、岡崎市とし、岡崎市の委託により社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会が実施するものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に在住又はこれに準ずる者とし、生活の維持、管理等の判断能力が十分でない高齢者等とする。

(事業の内容)

第4条 事業では、次の各号に掲げる業務を実施する。

- (1) 成年後見制度に係る相談、利用支援及び情報提供に関すること。
- (2) 成年後見制度や権利擁護に関する普及啓発に関すること。
- (3) 成年後見制度に係る関係機関等との連携に関すること。
- (4) 日常生活自立支援事業との連携による高齢者等の支援に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。